

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律
第二百二十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第十五条まで、
附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで、及び附則第四十四
条から附則第四十八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める
日

（構造改革特別区域法の一部改正）

第四十七条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十二条」に、「(第三十四条・第四十三条)」を「(第三十三条・第四十二条)」に、「(第四十四条・第四十六条)」を「(第四十三条・第四十五条)」に改める。

第二条第四項中「第四十条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「及び第三十一条」を「及び第三十条」に、「第三十一条第二号」を「第三十条第二号」に改める。

第二十九条を削る。

第三十条を第二十九条とする。

第三十一条中「別表第二十一号」を「別表第二十号」に、「(第三十一条)」を「(第三十条)」に、「第三十一条第二号」を「第三十条第二号」に改め、同条を第三十条とする。

第三十二条を第三十一条とする。

第三十三条中「別表第二十二号」を「別表第二十一号」に改め、同条を第三十二条とする。

第五章中第三十四条を第三十三条とし、第三十五条から第四十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第六章中第四十四条を第四十三条とし、第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

附則第四条第一項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

附則第六条中「第四十五条」を「第四十四条」に改める。

別表中第十九号を削り、同表第二十号中「第三十条」を「第二十九条」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第二十一号中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同号を同表第二十号とし、同表第二十二号中「第三十二条」を「第三十一条」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十三号中「第三十二条」を「第三十二条」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第二十四号を同表第二十三号とする。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条 第二条の規定の施行の際現に構造改革特別区域法第二十九条第一項の規定により第一種電気通信事業を営むことについて旧法第九条第一項の許可を受けた者とみなされている地方公共団体であつて、新法第九条の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同条の登録を受けたものと、新法第十六条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。